

めくれず

逓信公報

號外 告和十二年十月四日(月曜日)

逓信省

公達第九百九十九號

通信共濟組合事務取扱規程左ノ通定△

昭和十二年十月四日 道信大臣 永井柳太郎

通信共濟組合事務取扱規程

第一章 総則

第一條 本規程ニ於テ部局ト稱スルハ電務局、工務局、經理局、貯金局、簡易保険局、電氣試驗所、道信局又ハ燈臺局ヲ謂ヒ部局長ト稱スルハ當該局、所長ヲ謂フ。部局長ハ各其ノ所管内ニ於ケル組合ノ事務ヲ掌理ス。本規程ニ於テ支部局ト稱スルハ第一項ノ局所ニ於ケル各課、部、所、船又ハ貯金支局、簡易保険支局、郵便局、電信局、電話局ヲ謂ヒ支部局長ト稱スルハ當該局、課、部、所、船長ヲ謂フ。支部局長ハ其ノ支部局ニ於ケル組合ノ事務ヲ掌理ス。

第一項ノ部局所管以外ノ局所ニ付テハ當該局所ニ於テ支部局ニ準ズル事務ヲ取扱ヒ大臣官房保健課ニ於テ部局ニ準ズル事務ヲ取扱フ。

第二條 組合員タルベキ者ノ範囲ハ左ノ區別ニ依ル。

甲種組合員

本省ノ僕人及左ノ業務ノ一一從事スル本省ノ僕員

電報調査又ハ外國電報、電話ノ料金調査

電信、電話ノ試験又ハ工事旅行若ハ技術ノ監督

電信、電話用品ノ製作又ハ修理

通信公報號外

- (四) 電氣技術又ハ發電原動力ノ技術ノ監督若ハ發電ノ調査
(五) 船舶試驗又ハ船用品ノ検査
(六) 航空ニ關スル機械ノ検査又ハ航空ニ關スル電氣通信
(七) 巡視又ハ自衛車ノ運轉
(八) 電話ノ交換、統計若ハ計算機械ノ操作又ハ印字機ニ依ル寫字
(九) 印刷工場ニ於ケル印刷又ハ製本
(十) 倉庫ニ於ケル物品ノ出納又ハ保管
(十一) 蒸鍛工事ノ設計又ハ監督
(十二) 訓練ノ介添又ハ看護

- 二 貯金局、簡易保険局及道信局ノ雇員及傭人
三 郵便、電信及電話局ノ通信手、雇員及傭人
四 電氣試驗所及燈臺局ノ雇員及傭人

- 乙種組合員
前項以外ノ職員ニシテ道信共濟組合規則(以下規則第
四條第三項ニ依リ加入ヲ承認セラレ又ハ組合員タル
資格ヲ繼續スル意思ヲ表示シタル者)

- 甲種特別組合員
左ノ業務ノ一一從事スル甲種組合員ニシテ當時五人
以上ヲ役務スル作業場ニ勤務スル者
一 電信電話機械器具及其ノ材料ノ製作又ハ修理
二 燈臺用品ノ製作又ハ修理
三 印刷又ハ製本

- 二 簡易生命保険費支辨ノ者ニ在リテハ簡易保険局長ノ定ムル所ニ依リ前號ノ例ニ倣ヒ各局毎ニ指定スベシ
三人ニ換算スルコトヲ得
前項ニ依リ組合員定員ヲ指定シ又ハ改定シタルトキハ

翌月十日迄ニ之ヲ通信次官ニ報告スベシ

第五條 部局長ハ普通三等郵便局所屬ノ組合員掛金ニ付テハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 通信業務費支拂ノ者ニ在リテハ其ノ區内集配三等

局組員及輸入ノ各令送給料總額ト無集配三等局事務

費、電報配達費、及前納通話券配達費ノ通常費ノ令達

給料總額トノ合計額ノ千分ノ五十六ヲ超過セザル範

域内ニ於テ通信手、通信事務員、遞送手及集配手ノ各

職名別ニ之ヲ指定スベシ但シ女子又ハ少年ヲ使役ス

ル局ニ在リテハ女子又ハ少年ノ掛金額ヲ別ニ指定ス

ルコトヲ得

二 簡易生命保険費支拂ノ者ニ在リテハ前號ノ掛金額

ト同額トス

前項ニ依リ組合員掛金ヲ指定シ又ハ改定シタルトキハ

直ニ之ヲ通信次官ニ報告スベシ

第六條 支部局長ハ組合員票附用紙第一ヲ組合員毎ニ調製

スペシ

第七條 部局長ハ組合員原稿附用紙第二ヲ組合員毎ニ調製

スペシ

(注意)

組合員原稿ニ誤記アリタルトキハ朱捺ニシテ以テ抹

消シ其ノ上部ニ正當ノ記載ヲ爲シ添テニ書替ヲ爲サ

ズルモノトス

第八條 公傷一時金、公傷年金、退職年金及均職金ハ部局

長ノ要請ニ依リ通信次官ニ於テ其ノ他ノ給付ハ部局長

ニ於テ審査決定スルモノトス

第九條 組合員又ハ組合員タリシ者ノ組合ニ對スル申告

請求及其ノ他ノ書類ハ規則第六十四條ニ依ルモノノ除

クノ外所屬支部局長ヲ經由スベシ

組合ヨリ組合員又ハ組合員タリシ者ニ送付スル書類ニ

付亦同ジ

第十條 部局長共済組合事務ノ取扱シ規程ヲ設ケア

ハ例規トナルベキ通牒、指令若ハ四回ヲ發シタルトキハ其ノ寫ヲ添付シ之ヲ通信次官ニ報告スベシ之ヲ改廢シタルトキ亦同ジ

第十一條 支部局長銀台ニ加入シタル者アルトキハ組合員票ニ相當事項ヲ記載シタル上組合員加入報告附用紙第三

ヲ調製シ之ヲ部局長ニ提出スベシ

(注意)

無集配三等局組員ニ在リテハ當該局長ニ於テ組合員

トシテ指定シタルトキヲ以テ組合ニ加入スルモノトス

第十二條 支部局長銀台トシテ加入ヲ申込タル者アルトキハ加入申込書及醫師ノ健康診斷書ヲ微シ加入

許否ニ關スル意見ヲ添ヘ之ヲ部局長ニ送付スベシ

部局長前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ調査ノ上之ヲ承認セ

ズルトキハ其ノ承認ノ年月日ヲ本人ニ通知シ承認セ

シタルトキハ其ノ承認ノ年月日ヲ本人ニ通知シ承認セ

タルトキハ加入申込書ノ餘白ニ其ノ旨附記シ之ヲ本人ニ返付スベシ

第十三條 支部局長組合員ノ種別、所屬支部局、官職、氏名、給料額及給料支拂費用目ニ異動アリタルトキ又ハ規

則第九條ニ依リ組合員タル資格ヲ撤換シタル者アリタルトキハ組合員票ヲ訂正シタル上組合員異動報告

附用紙第四条調製シ之ヲ部局長ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テ組合員所属支部局ニ異動アリタルトキハ組合員票ニ其ノ事由ヲ記入シ之ヲ新所屬支部局

ニ送付スベシ

第十四條 部局長前條第一項ノ報告ヲ受ケタルトキハ組合員票ヲ訂正スベシ

前項ノ場合ニ於テ組合員他ノ部局ノ所轄區内ニ轉ジタルトキハ組合員票ニ其ノ事由ヲ記入シ之ヲ新所屬部

署ノ返付ヲ受ケタルトキハ之ヲ給料ノ支拂ヲ寫ス由納

書ノ返付ヲ受ケタルトキハ之ヲ給料ノ支拂ヲ寫ス由納

書ノ返付又ハ出納員ニ差出スベシ

第十五條 支部局長組合員退シタル場合ニ於テ組合員票ニ其ノ旨記入シタル上組合員退却報告附用紙第五ヲ調製

シタルトキハ之ヲ通信次官宛所屬支部局長ニ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ支部局長必要アリト認メタルトキハ

タルモノナルトキハ組合員公傷報告附用紙第五ヲ調製シ

書類ノ提出ノ後、該組合員又ハ組合員タリシ者ノ所屬支部局長ニ差

出スベシ

(注意)

出納官吏又ハ出納員ニ於テ領取シタル掛金ヲ調査次

掛金収内諭書ハ甲種組合員、甲種特別組合員及乙

種組合員ニ區別シ更ニ組合員ノ給料支拂費用目ニ區

別調製スルモノトス以下之ニ做フ

第十六條 組合員ノ掛金ヲ徵收スルトキハ給料總代人

各員の數ニシテ總代人ヲ設ケハ組合員各員ノ掛金ヲ總代人

局長ニ送付スベシ

第十五條 支部局長 組合員就退シタルトキハ組合員票ニ其ノ旨記入シタル上組合員就退報告附用紙第五ヲ調製シ之ヲ部局長ニ提出スベシ

第三章 掛金

第十六條 組合員ノ掛金ヲ徵收スルトキハ給料總代人

各員の數ニシテ總代人ヲ設ケハ組合員各員ノ掛金ヲ總代人

局長ニ送付スベシ

第十五條 支部局長 組合員就退シタルトキハ組合員票ニ其ノ旨記入シタル上組合員就退報告附用紙第五ヲ調製

シヲ部局長ニ提出スベシ

第十六條 組合員ノ掛金ヲ徵收スルトキハ給料總代人

各員の數ニシテ總代人ヲ設ケハ組合

四 退職年金ニ在リテハ第四十七條ノ支部局名及印鑑

張立戸籍抄本

五 病職金ニ在リテハ傷痍、疾病ノ原因及經過ヲ詳記

シタル死亡診斷書ル(體檢案書ヲ以テ之代フ)

六 死亡金ニ在リテハ死亡診斷書

七 退族扶助金ニ在リテハ死亡診斷書及年金證書

八 災害見舞金ニ在リテハ被害調書(體檢案書)

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ規則第三十二條第一項ニ指

タル者ナルトキハ組合員又ハ組合員タリシ者ノ死亡ノ

事實ヲ證スル戸籍抄本又ハ死亡診斷書並退族ノ順位ヲ

證スル戸籍牌本抄本アリテニ依リ又規則第三十二條

第一項第三號又ハ第十號ニ該當スル者ナルトキハ其ノ

事實ヲ證スル親族又ハ近隣者ノ證明書ヲ差出スコトヲ

要ス

規則第三十七條ニ該當スル者ニ在リテハ既退後ニ於ケ

ル生活状態、職業及療養方法ヲ請求書ニ記載スベシ

(注意)

一 同時ニ二種以上ノ給付金ヲ請求スル場合ニ添付

其ノ簡述又ハ程度ヲ明瞭ナラシムル爲左記ノ如ク

スベキ醫師ノ診斷書又ハ戸籍登録本ハ之ヲ一通ニ止

ムルコトヲ得

二 機能障碍ノ程度ヲ詳記シタル診斷書作成ノ際ハ

表示スベシ

(一) 視力減退ノ測定方

何氏ノ視力表ニ依リ測定シ音響ヲ聽取シ得ル

スコト

(二) 騰力減退ノ測定方

横中時計ノ音響ニ依リ測定シ音響ヲ聽取シ得ル

スコト

三 治癒ノ場所、年月日及事實ノ状況

二 傷痍、疾病又ハ死亡ノ原因、經過及治療ノ状況

三 治癒ノ年月日及其ノ状況

四 規則第二十七條ノ手續ヲ爲シタル年月日

五 規則第三十條該當ノ有無

六 規則第十九條ニ依リ給付額算定ノ標準トナリタル

給付額ナヘ推定掛合

七 組合加入年月日

八 第四十七條ノ支部局名

二 表ノ表示方

内門面、外門面、大廳、第一小白面、第二小白面。

第一大白面、第二大白面、第三大白面ノ區分ニ依

リ指摘シ奥上面、下頭ニ眞制スルコト

(四) 指標及指標箇所、就締及就締箇ノ表示方

掌指關節筋又ハ就締關節筋ノ方ヨリ計算スルコ

ト

三 機能障碍ノ診斷書ハ全治後ニ原因、經過、治療狀

態ヲ明記シタルモノヲ添付セシムルモノトス但シ

傷痍又ハ疾病ノ様様ニ依リ初診斷書ノ必要アルト

キノ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 支部局長就締ノ書類ヲ受ケタルトキハ其ノ

内情ヲ調査シ不備ノ點ノ有無ヲ察メタル上松付決定

ニ關スル意見及参考トナルベキ事項ヲ具シ之ヲ部局長

ニ送付スベシ

第三十二條 諸局長支部局長ヨリ逓信次官ニ於テ審査決

定ヲ爲スベキ給付金請求書ヲ受ケタルトキハ調査ノ上

給付決定ニ關スル意見及給付ノ種類ニ依ジ左ノ事項ヲ

附記シ年金請求ノ場合はスル如く組合ノヲ逓信次官ニ提出シ

第三十條第一項第二號及第四號ノ印鑑票ハ之ヲ保管ス

ベシ

第三十三條 逓信次官前條ノ給付金請求書ヲ受ケタルト

キハ其ノ旨及事由ヲ請求書ニ附記シタル上部局長就締

トキハ發行シ年金證書六箇月式ヲ調査シ之ヲ受給

金證書發行原簿(體積第二)共ニ之ヲ部局長ニ送

付スベシ

第三十四條 部局長前條ニ依リ給付スベキ給付スベシ

前項ノ場合ニ於テ給付スベカラザルモノト決定シタル

トキハ給付金決定通知書(體積第一)ヲ調査シ之ヲ受給

スベシ

第三十五條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付金決定通知書(體積第一)ヲ調査シ之ヲ受給

スベシ

第三十六條 部局長第一項ノ書類ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ

年金受給者票ト對照シタル上年金證書ハ之ヲ受給者ニ返

付シ請求書及戸籍抄本ハ之ヲ部局長ニ送付スベシ

第五十四條 年金受給者規則第二十四條ニ依リ年金ノ前渡

ヲ受ケントストルトキハ前條ノ書類ヲ受取人ス外請求書ニ

其ノ旨記載シ且詳細ナル事由書ヲ添付スベシ

支部局長前項ノ書類ヲ受取人ス外請求書ニ

其ノ旨記入シタルニ前條第三項ノ例ニ準ジ處理スベシ

シ利害ニ依リ算定スルモノトス

第四十一條 諸局長前一條ノ書類ヲ受取人ス外請求書ニ

受給者原簿及第三十二條ニ依リ保管シアル印鑑票ト對

照シ相認ナシト記メタルトキハ受給者ヲ受取人ス外

シ振替金推出ノ手續ヲ爲スベシ但シ年金ノ前渡ヲ爲

シタルトキハ年金證書記載事項、氏名、支拂年月日、金

額、期間及事由ヲ逓信次官ニ報告スベシ

第五十五條 逓信次官前條第一號ノ報告ヲ受ケタルトキ

ハ年金證書發行原簿ニ其ノ旨登記シ又前條第二號ノ申

請ヲ受ケタルトキハ給付ヲ停止スベキモノナリヤ否又

給付ヲ停止中ノモノナルトキハ之ヲ解除スベキモノナ

リヤ否ヲ決定シタル上之ヲ部局長ニ通知シ年金ニ在リ

テハ其ノ旨年金證書發行原簿ニ登記スベシ

(注意)
第三十條(注意)ニ依リ送付書類ヲ者略シタル場合
ニ於テ諸局長及逓信次官各別ニ審査決定スルモノナ
ルトキハ部局長ハ其ノ幕ヲ以テ處理シ原書ハ逓信次
官ニ送付スルモノトス

第三節 結村ノ決定

第三節 結村ノ決定

第三十三條 逓信次官前條ノ給付金請求書ヲ受ケタルト

キハ其ノ旨及事由ヲ請求書(體積第一)ヲ調査シ之ヲ受給

スベシ

第三十四條 部局長前條ニ依リ給付スベカラザルモノト

決定シタルトキハ其ノ旨及事由ヲ請求書(體積第一)ヲ受給

スベシ

第三十五條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付金決定通知書(體積第一)ヲ調査シ之ヲ受給

スベシ

第三十六條 部局長前條ニ依リ給付スベカラザルモノト

決定シタルトキハ其ノ旨及事由ヲ請求書(體積第一)ヲ受給

スベシ

第三十七條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第三十八條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第三十九條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十一條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十二條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十三條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十四條 諸局長ニ於テ第三十條ノ印鑑票アリ

トキハ給付スベカラザルモノトス

ノ事由ヲ登記シタルトキハ之ヲ受給

スベシ

第四十五條 逓信次官前條第一號ノ報告ヲ受ケタルトキ

ハ年金證書發行原簿ニ其ノ旨登記シ又前條第二號ノ申

請ヲ受ケタルトキハ給付ヲ停止スベキモノナリヤ否又

給付ヲ停止中ノモノナルトキハ之ヲ解除スベキモノナ

リヤ否ヲ決定シタルトキハ之ヲ給付スベキモノナリヤ

否ヲ決定シタルトキハ之ヲ給付スベキモノナリヤ否

前項ノ場合ニ於テ給付スベカラザルモノト決定シタルトキハ第三十三條第二項ニ準ジ處理スベシ

第三十六條 支部局長規則第三十四條第一項又ハ第三十五條第一項ニ依リ給付金決定通知書ヲ調製シタルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第三十七條 支部局長規則第三十四條第一項又ハ第三十五條第一項ニ依リ給付金ヲ受給スル者ヲ受取人ニ指定シタルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第三十八條 支部局長規則第三十六條第二項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第三十九條 支部局長規則第三十六條第二項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十條 支部局長規則第三十七條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十一條 支部局長規則第三十八條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十二條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十三條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十四條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十五條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十六條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十七條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十八條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第四十九條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第五十條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第五十一條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第五十二條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキハ死亡者ノ爲ニ適當ト認ムル處分方法ヲ具シ部局長ニ申請スベシ

第五十三條 支部局長規則第三十九條第一項ノ場合はスベカラザルトキ

(裏面)

三
「組合員種別」ヘ乙欄ト記入スルモノトス
「保用年月日」ヘ臨時者又へ賃借者ヨリ有給者ニ移リタル者等ハ其ノ加入資格者ニ移リタルトキノ年月日、又規則第四條第二項ニ規定スル範囲以外ノ最
「所屬支部局名」ヘ普通三等同所屬組合員ニ限り府縣名及支部局名ヲ朱記スベレ

三四五六七
「男女別」ヘ女子ニ限リ「女」ト記入スルモノトス
「加入期間」ヘ脱退ノ事由生ジタルトキ又ハ「脱退一時金」ヘ脱退ノ事由生ジタルトキ又ハ「脱退不^法」ヘ脱退ノ事由生ジタルトキ又ハ「脱退相当月額」ノ記入スルモノトス但レ過額掛合ノ月ニシテ脱退相当月額ノ記入レタルトキハ朱ノ二欄ヲ施シ更ニ前記入金額ヲ増減シタル金額ヲ記入スルモノトス

「加入ノ月日」ヘ脱退ノ月迄ノ年月数ヲ算定記入スルモノトス
「組合員ノ所屬ニ依リ特定期間以上又ハ普通三等同ニ区分シ所定ノ標準ニ依リ算定記入スルモノトス
「脱退相当月額」之ガ徵收ヲ爲シタルトキ又ハ「脱退相当月額」之ガ徵收不^法トキ又ハ「脱退相当月額」之ガ徵收又ハ其ノ額ニテ脱退相当月額ヲタルトキハ朱ノ二欄ヲ施シ更ニ前記入金額ヲ増減シタル金額ヲ記入スルモノトス

「組合員ノ資格」停止シタルトキハ其ノ月日ニ朱ニテ脱退相当月額ヲ記入スルモノトス又計又及累計ノ部ニ記入スベレ

八
「給付事由」ヘ公務病、長病ノ休病、局勤、局勤ノ都合、私傷病、喪葬、家事ノ都合等ト簡明ニ記入スルモノトス但レ死亡ノ場合ニ記入スベレ

十九
「給付期間」ヘ休業事當金、療養ノ給付、傷病手當金及出産手當金ニ限リ
自年月日
「給付」ヘ當金ノ額既及其ノ額既又ハ徵收不能ノ事由、當金ノ過額及其ノ還付又ハ要月分掛金トノ相較、掛金ノ不足及其ノ徵收、掛金又ハ給付金受領方業權等萬ノ他原單
十一
「給付」ヘ當金ノ額既又ハ代用費が給付金ヲ受領セシ場合は本トノ職稱、氏名ヲ記入スベレ
「給付」ヘ當金ノ額既又ハ其ノ事由ヲ記入スルモノトス

附錄第二號(乙) 共 治 組 合 且 原 賽 (甲種特別組合員用)
(附 屬 名 员) (表 面)

附錄第三號

附錄第四號

記入心得
異音ナキ圖ニヘ斜線ヲ引クベシ

附錄第五號

卷之六

卷之三

- ## 二 死亡原因ノ場合ハ備考欄ニ死亡ノ原因トナリタル事項ヲ記入スペレ

附錄第六號(乙)《米穀販批用》

昭和(何)年(何)

昭和(何)年(何)月分共済組合掛金収入簿				
取扱者				
(何)局 離代		何 諸(印)		
職名	氏名	掛金ノ額 リタル給料額	掛金 千分ノ五十六	額 千分ノ十三
職名	氏名	掛金ノ額 リタル給料額	掛金 千分ノ五十六	額 千分ノ十三
		円	円	円

65

1

卷之三

記入心得

- 一 挂金ノ標準トナリタル給料額へ月給者ニ在リテヘ月額ヲ又日給者ニ在リテヘ
日額ヲ記入スルモノトス但レ普通三等局所職組合員ニ付テハ記入ヲ要セズ
- 二 甲種組合員、乙種組合員、甲種特別組合員ニ區別シ更ニ給料ノ支拂費目録ニ區
別調製スルモノトス
- 三 本内開書一枚ノトキハ本書ノ末尾ニ合計紙ノ事項ヲ附記シケ合計紙ハ省略ス
ルコトヲ得

階梯常大體(甲)記入心得，併申之

附錄第七號（乙）

共濟組合掛合計紙										
(何)局(都又へ縣)										
區別	掛 千 分 / 五 十 六			千 分 / 十 三			合計			區別
	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	
掛金總額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	掛金總額
內 諸										內 諸
本月分										本月分
掛本年度										掛本年度
挂何年度										挂何年度
收銀何年度										收銀何年度

記入心得

附錄第七號(甲)ノ記入心得ノ例ニ準メ

- 一、通信手、現業職人、技工職人又へ普通職人ノ勤務セヤル時、票、書ハアリテヘ當該票
ヘ省略スルモノトス
- 二、通銀帳ヲ引役レタルトキヘ過銀掛金ノ所屬月分欄上方ニ朱書き相殺レタル月分欄
ニヘ更ニ墨書きタセントス
- 三、乙種組合員ニ開レテハ本款ニ準ジ開設スルモノトス
- 四、掛金領收内開設一式ノトキヘ貯内開設ノ次第ニ本款ノ專規ヲ附記レタ本款ヲ省略
スルコトヲ得

附錄第七號（甲）

共濟組合掛合計紙										
(何)局(都又へ縣)										
區別	掛 千 分 / 五 十 六			千 分 / 十 三			合計			區別
	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	
掛金總額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	掛金總額
內 諸										內 諸
本月分										本月分
掛本年度										掛本年度
挂何年度										挂何年度
收銀何年度										收銀何年度

記入心得

附錄第八號(甲)ノ記入心得ノ例ニ準メ

- 一、通信手、現業職人、技工職人又へ普通職人ノ勤務セヤル時、票、書ハアリテヘ當該票
ヘ省略スルモノトス
- 二、通銀帳ヲ引役レタルトキヘ過銀掛金ノ所屬月分欄上方ニ朱書き相殺レタル月分欄
ニヘ更ニ墨書きタセントス
- 三、乙種組合員ニ開レテハ本款ニ準ジ開設スルモノトス
- 四、掛金領收内開設一式ノトキヘ貯内開設ノ次第ニ本款ノ專規ヲ附記レタ本款ヲ省略
スルコトヲ得

附錄第八號(甲)

共濟組合掛合計紙										
(何)局(都又へ縣)										
區別	掛 千 分 / 五 十 六			千 分 / 十 三			合計			區別
	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	
掛金總額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	掛金總額
內 諸										內 諸
本月分										本月分
掛本年度										掛本年度
挂何年度										挂何年度
收銀何年度										收銀何年度

附錄第八號(乙)

共濟組合掛合計紙										
(何)局(都又へ縣)										
區別	掛 千 分 / 五 十 六			千 分 / 十 三			合計			區別
	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	
掛金總額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	掛金總額
內 諸										內 諸
本月分										本月分
掛本年度										掛本年度
挂何年度										挂何年度
收銀何年度										收銀何年度

共濟組合掛合計紙										
(何)局(都又へ縣)										
區別	掛 千 分 / 五 十 六			千 分 / 十 三			合計			區別
	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	現業 職人	技工 職人	普通 職人	
掛金總額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	掛金總額
內 諸										內 諸
本月分										本月分
掛本年度										掛本年度
挂何年度										挂何年度
收銀何年度										收銀何年度

記入心得

附錄第八號(乙)

記入心得

附錄第八號(乙)

附錄第九號

共濟組合公會報告

第(三)、第(四)、第(五)

第 三 章 (三)

記入心得　一、傳概、原因個々へ傳概、原因程度及傳概、傳概等々詳記し又規則第三十七條監督者ノ書ニ在リテハ最初負

二 課使ノ狀況欄ニハ備載後ノ手當並其ノ快遞ノ見込目數額ヲ記入スベレ
三 備考欄ニハ前各項ニ掲タルモノノ外諸考トナルベキ事項ヲ記入シ尙口頭ヲ以テ事故ノ證生ヲ申告シタル

四 申告書ノ提出アリヨルモノヘ本書ニ之ヲ添付スベシ
エノハ此ノ申告小月日万巾代若比奈八月吉同上ムト用ノハ其ノハ

時 次 請 (二 同)

卷三 (上)

標名

地圖上所標之「竹林村」、「鷺竹村」、「大竹村」等，即為此處。

卷之三

卷之三

年 度	基 準 給 付 金 額	算 定 額	給 付 金 額	概 算 給 付 金 額	概 算 給 付 目 數	基 準 給 付 金 額	年 度
前年度	44,000	44,000	44,000	44,000	44	44,000	前年度
本年度	44,000	44,000	44,000	44,000	44	44,000	本年度

有	ノ	通	リ	ニ	付	賃	斯	等	相	報	、	請	求	候	也
昭	和	年	月	日											
現	住	所													
所	屬														
職	名														
題	借	夫	官	服											
一	加	入	年	月	日										
有	給	付	ニ	附	ス	ル	當								
目	日	月	月	自	至	日	月	日	月	日	目				
一	加	入	年	月	日										
本	實	相	應	無	之	ニ	付	給	付	金	ノ	給	付	フ	要
目	日	月	月	自	至	日	月	日	月	日	目				
當	付	付	日	數	自	至	日	月	日	月	日				
給	付	金	ノ	付	給	付	金	ノ	付	付	フ	要	シ	ル	セ
本	實	相	應	無	之	ニ	付	給	付	金	ノ	給	付	フ	要

休委年當金附水貴

休業手当金請求書	缺勤初日	昭和年月日	給付請求日	扶養勘定局	扶助初日より缺勤日数	現住所	所屬	職名	捺印

右ノ通り付印照相紙へ請求候也

昭和年月日

退職夫官殿

右給付の附スル意見

一 加入年月日
二 テ給付ヲ受クべき期間中ハ於
三 給付日数自月月日
本買相應無之ハ付都合の都合ア要スやキノト限ト
昭和年月日
支部局長
署名捺印

法意
給付金算定上日数ノ計算表示スヘシ

三

三

上記ハ節周ニ於テ記入スル事ノトス

Digitized by srujanika@gmail.com

年月日

古漢集

論文集

附錄第一四號

输出專用賃券號

持田資金

給付日	引取日	賃券給付日	給付日	算定期	給付金額
持付日迄レタス日					

上記ハ部局ニ於テ記入スルモノトス

給付日	引取日	賃券給付日	給付日	算定期	給付金額
持付日迄レタス日					

附錄第一三號

输出專用賃券號

持出料金

被賃者	被賃者	被賃者	被賃者	被賃者	被賃者
持付日迄レタス日					

上記ハ部局ニ於テ記入スルモノトス

被賃者	被賃者	被賃者	被賃者	被賃者	被賃者
持付日迄レタス日					

附錄第一五號

共濟組合員被害調書

所屬局

職名

世帶主(非世帶主)別

氏

名

一、住戸トスル自己所有ノ家屋					
種別	被害ノ程度	罹災前ノ價格	罹災後ノ價格	純損價格	摘要

記入心得

一 世帯主トヘ組合員ガ其ノ家計ヲ立フル者ヲ請ヒ單獨ノ開當、下宿又ヘ同居等ノ如キモノ

ヲ合マデルモノトス

二 本調書ニヘ組合員ノ住所ニ於ケル財産ノミヲ記入シ住所以外ニ於ケル財産ハ記入セザルモノトス

家屋カ自己ノ所有ニ屬セダルトキハ家屋ノ被害ハ記入セダルモノトス

三 被害ノ程度稱ニヘ全般、公塗、半焼又ヘ半焼ノ區別ヲ又本屋ノ外ニ納屋或等アルトキハ各

別ニ記入スルモノトス

四 被害ノ程度稱ニヘ母屋、納屋等ニ、家屋以外ノ財産ニ在リテハ被衣、洋服、革筋、

勝手道具、書籍等ニ適宜區別シテ記入スルモノトス

五 罷災前ノ價格稱ニヘ罹災前ノ時價ヲ正確ニ記入スルモノトス

罹災後ノ價格稱ニヘ罹災前ノ價格ヲ正確ニ記入スルモノトス

六 純損價格稱ニヘ罹災前ノ價格ヨリ罹災後ノ價格ヲ控除シタル純價格ヲ記入スルモノトス

純損價格稱ニヘ罹災前ノ價格ヨリ罹災後ノ價格ヲ控除シタル純價格ヲ記入スルモノトス

七八

送信公報號外

附錄第一六號

共濟組合給付金決定通知書

所屬局

官職名

某

金
内
何
程
(何
々)金
何
程
(何
々)

(何々ノ事由)送信共濟組合規則ニ依リ給與

一 組合員死亡ノ場合ヘ所屬職名氏名稱ニハ給付ヲ受クル者ノ住所氏名ヲ記載シ本文中(何
々)ノ事由欄ニ「故何局何職何某死亡ニ依リ」ト記入スベシ

二 組合員脱退ノ際過拂込又ヘ未拂込ノ掛金アルトキ若ハ未拂済ノ貸付金アルトキハ給付金

額へ還付シ又ヘ之ヨリ控除シタル上其ノ旨及金額ヲ適當欄ニ附記スベシ

附錄第二〇號

共濟組合年金證書發行原簿

發行年月日	發行番號	部局名	所支部局名	本籍	現住所	前所屬局名及前職名	氏名	生年月日	晩退年月日	年金額	組合員種別	摘要
										四		

記入心得

年金種別 = 業ヒ口座ヲ別ニ設ケ且各其ノ證書番號類 = 登記スペリ

附錄第二一號

共濟組合年金受給者原簿

記入心得

周易第二〇變訣入心得步驟

附錄第一八

號

元所圖局
官職名

四

年
月
日 生

附錄第一七號

井源藏合年金引報者日録

（用紙が足りない場合は、複数枚提出）

年月日

卷之三

賜水會

本證書ノ年金額ハ月割ニ依リ三月、六月、九月及十二月ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ給付ヲ停止シ又ヘ給付ノ事由消滅シタルトキヘ當該月分迄ヲ期月ニ拘ラズ支給ス
毎期年金ノ支給ヲ受ケントスルトキヘ支給期月ノ前月二十日迄ニ請求書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ年金ノ支給ヲ受タル郵便局ニ提出スペシ但シ郵便局長ニ於テ本人ニ相違テキコトヲ確認シタル場合ニ限り戸籍抄本ノ添付ヲ省略セシムルコトアルベシ

本人死亡シタルトキヘ遺族ヨリ直ニ本證書ヲ年金ノ支給ヲ受タル郵便局ニ返付スペシ

本人退院ノ月ヨリ一年以内ニ死亡シタルトキヘ遺族ニ扶助金ヲ支給スベキニ付請求書ニ年金證書、戸籍抄本(配偶者ガトキハ戸)及死亡證明書ヲ添ヘ正當職位者ヨリ請求スペシ

年会ヲ受タルノ権利ヲ譲渡シ又ヘ擔保ニ供シタルトキヘ其ノ給付ヲ停止シ又ヘ之ヲ爲サザルコトアルベシ
年会ヲ受タル者死猶又ヘ無期若ヘ二年ヲ超ユル懲役若ヘ懲罰ノ刑ニ處セラレタルトキハ給付ヲ爲サズ但シ既ニ拘込ミタル掛金ニ相當スル額ヨリ既ニ支給シタル年金額ヲ控除シタル殘額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
年会ヲ受タル者二年以下ノ懲役又ヘ禁固ノ刑ニ處セラレタルトキヘ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ヘ執行ヲ受タルコトナキニ至リタル月迄其ノ間年金ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶未ノ旨後ヲ受ケタルトキヘ此ノ限ニ在ラズ
退職年金ヲ受タル者再び遞信部内ノ職員トナリタルトキヘ其ノ期間年金ノ支給ヲ停止ス但シ臨時者又ヘ致信者等ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

公務年金ヲ受タル者ニシテ傷痍又ヘ疾病ノ程度輕減シタルトキヘ本證書ノ年金額ノ全部又ヘ一部ノ給付ヲ爲サザルコトアルベシ

本證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ年金ノ支給ヲ受タル郵便局ニ届出フベシ以下亦同ジ
本證書毀損汚損ノ不判明トナリタルトキヘ本證書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出アベシ
本人改氏名シタルトキハ本證書ニ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出アベシ

本人轉籍シタルトキヘ戸籍抄本ヲ添ヘ其ノ旨ヲ届出アベシ

本人住所ヲ變更シタルトキ又ヘ住所ノ變更ニヨリ年金ノ支給ヲ受タル郵便局ニ異動ヲ生ジタルトキハ舊郵便局長ニ其ノ旨ヲ届出アベシ

本證書ヘ必要ニ應ジ何時ニテモ之ガ呈示ヲ爲サシムルコトアルベシ

(第一面)

記 號	番 號	
<u>通信共濟組合甲種特別組合員證</u>		
<u>何 某</u>		
<u>男 (女)</u>	<u>何年何月何日生</u>	
<u>何年何月何日資格取得</u>		
<u>何々通信局工務課</u>		
<u>通信技工</u>		
<hr/>		
<u>何年何月何日交付</u>		
<u>通信共濟組合 印</u>		
自 署	住 所	氏 名

(第四面)

一 此の證は共済組合の甲種特別組合員(健康保険の被保険者に該當する)者であるといふ
二 設であるから大切に持つてゐなければなりません。

三 療養を受けるときは此の證を組合の指定醫師に渡さなければなりません。醫師は療養
を終る迄此の證を預つてゐます。萬一其の間に他の疾病や負傷の爲に他の指定醫師か
らも療養を受けなければならぬ時は此の證を渡してある醫師から療養證明書を書いて
貰ひ他の醫師に差出して療養を受けなさい。同一の疾病や負傷に付いて從來持つてゐ
た醫師を取替へる場合には組合の承諾が要ります。

四 療養は同一の疾病や負傷に付いて受療開始日から百八十日を過ぎたならばその後は療
養を受けられません。しかし職務上の疾病や負傷の場合は日數に制限はありません。

五 甲種特別組合員の資格がなくなつたときは五日以内に(引取を繳要を受けてゐるとき
は其の療養を受けなくなつてから)此の證を組合へ返さなければなりません。

六 甲種特別組合員の資格がなくなつた者は此の證を持つて居ても療養を受けられませ
ん。嘘を言つて療養を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役の處分を受けます。

七 此の證の記載欄がなくなつたり此の證が毀損したときは直に組合に差出して代りの證
を受けなければなりません。又此の證が亡失したときは直に其のことを組合に届けね
ばなりません。

八 此の證の裏面に書いてある事項が變つたならば直に組合に送回して訂正して貰ひなさ
い。

珠寶、精物記載簿（大）（二）
（第二面及第三面）

附錄第二四號

還信公報號外

三
五
七
九

月分共濟組合員現況報告

(何) 尾 長

月 分 共 濟 組 合 員 現 況 報 告

(何) 期 長

遞 信 次 官 隊

職	期	前 月 未 現 在	員						本 月 未 現 在	費 槩 停 止 用		
			加	入	轉	入	資 格 備 機	脫	退	轉	出	資 格 停 止
特 定 三 等 局 以 上	通 傅	事 員										
	現 裝 傅	人										
	技 工 傅	人										
	普 通	人										
	計											
普 通 三 等 局	通 傅	事 員										
	現 裝 傅	人										
	計											
組 合 員	通 傅	事 員										
	現 裝 傅	人										
	計											
甲 種 特 别 組 合 員	總	員										
	服 務	人										
	現 裝 傅	人										
	技 工 傅	人										
	普 通	人										
	計											
再 握	總	員										
	甲 種 特 別 組 合 員											
	計											

記 入 心 得 事 件 並 報 告

二三四
人富月以前ノ異動者アリタルトハ本表異動欄ニ記入スルコト
「資格停止別掲」ハ本月末現在ニ於テ資格停止中ノモツ記入スルコト

昭和年度分共済組合員既退状況報告（職名別ノ師）

附錄第三一號

通信公報號外

共濟組合收支金總括簿

年月日	摘要	取入	支出	残

三五

199

附錄第三〇號(甲)

昭和 年度 分

共濟組合未收入金及未支出金調書(未收入金ノ部)

通信次官監

(何)局

種別 目別	特定三等局以上	普通三等局	計
組合員掛金	四	四	四
利子			
(打合)			
計			

附錄第三〇號(乙)

昭和 年度 分

共濟組合未收入金及未支出金調書(未支出金ノ部)

通信次官監

(何)局

種別 目別	特定三等局以上	普通三等局	計
公債一時金	四	四	四
公債年金			
(何)			
計			

三四

通信公報號外

附錄第三四號

共濟組合金錢出納簿

年月日	摘要	受	付	残

附考

- 一 受ノ欄へ證憑書類=依リ其ノ金額ヲ登記スベシ
 - 二 持ノ欄へ支出金内課徴ノ日計=依リ其ノ金額ヲ登記スベシ
 - 三 每月最終ノ記帳ヲ丁シタルトキヘ受持ノ欄=單線ヲ横書シ其ノ下段ニ月中ニ登記シタル金額ノ合計ヲ掲記シ
次月以降=在リテヘ又其ノ下段ニ單線ヲ横書シ其月ニ至ル迄ノ毎月分ノ累計ヲ掲記スベシ
 - 四 月ノ半ニ於テ次頁ニ繰越サムトスルトキハ該頁ノ總リニ相當ノ餘白ヲ存シ登記ヲ止メ受及持ノ欄=單線ヲ横
書シ其ノ下段ニ其ノ月分ニシテ其ノ日迄ニ登記シタル金額ノ合計ヲ掲記シ之ヲ(何)月分追次締高ト爲シ更ニ
其ノ下段ニ單線ヲ横書シ全頁ノ追次締高ヲ掲記シ次頁ニ繰越スベシ
 - 五 追次締高及前繰越高ヘ一頁毎ニ記スベシ
 - 六 一箇年度ノ記入終レバ月計ノ次ニ單線ヲ横書シ全年度ノ總計ヲ掲記シ其ノ下ニ二線ヲ横書スベシ
 - 七 部局長交替シタルトキヘ最終記帳ノ下ニ單線ヲ横書シ其ノ月分ノ小計ヲ付シ次ニ前任者ノ取扱ニ係ル金額ノ
總計ヲ掲記シ其ノ下段ニ二線ヲ横書シ次ニ年月日ヲ記載シ前任部局長及後任部局長署名捺印スベシ

三

附錄第三二

共濟組合收入金明細簿

總括 (組合員掛金)(何今)

年月日	摘要	金額	累計

附錄第三三號

共濟組合支出金明細簿

總括 (公傷一時金) [何々]

年 月 日	摘要	金 额	累 计

18

遇信公報號外

三六

附錄第三五號

附錄第三六號

共濟組合支出金內謄簿

記入心得

- 一 支出金額ハ設應書額ニ依リ一日毎ニ其ノ金額ヲ登記スベシ
二 退済掛合久ハ帳面收金掛出額ノ戻入及給付金ヨリ未回掛合ヲ控除セル殘金ノ請求権書ハ設應書額ニ依リ其ノ金額ヲ朱書スベシ
三 每日記帳ヲ了リタルトキハ金額ノ開最終記帳ノ下ニ原帳ヲ横書きシ其ノ下段ニ日計ヲ掲記スベシ
四 月計累計及次頁ヘ繰越等ノ記載方ハ附註第三十四號様式第3級乃至第六號ニ準據スベシ

